

**令和4年度 一般財団法人日本鯨類研究所 水産資源の持続的利用に係る広報事業
公募要領**

一般財団法人日本鯨類研究所（以下、「日鯨研」という。）は、以下の事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、実施を希望する方は、本要領に従いご応募ください。なお、本公募に関するすべての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。不正が認められた場合は、契約等の取り消しを行います。

1. 趣旨

日鯨研は、広報事業として鯨類資源の科学的調査等における成果の発信や捕鯨文化等の啓発を行っています。本事業の成果をより効果的に発現させるため、日鯨研が主催する企画展の協力者を募集します。

2. 事業内容

日鯨研が主催する企画展の開催に係る協力業務：

古くから捕鯨や鯨食に縁のある地域や現在基地式捕鯨業が行われている地域においても、若い世代は全般的に地元に残る捕鯨文化や捕鯨の現状についての見識が低く鯨の喫食の機会が低下しています。日鯨研は若い世代（次世代を担う子供や若いファミリー層）をターゲットとした鯨類の持続的利用の重要性や捕鯨の歴史・鯨食文化等の紹介を行うため、捕鯨や鯨食に縁のある地域で企画展を計画しています。

黒船来航や昔の商業捕鯨船の母港があった横須賀を有する三浦半島にある（公社）観音崎自然博物館は、年間を通して企画展や体験学習を実施し、児童の社会科見学を積極的に受け入れている、子どもや親子に人気のある施設です。日鯨研は（公社）観音崎自然博物館において、企画展の開催を予定しています。

日鯨研で所蔵している展示物を使用して魅力のある企画展実施を目指しておりますが、企画展のスムーズな運営とより幅広い集客を得るため、日鯨研だけでは実施が難しい鯨食普及のための取り組み（鯨の試食や親子料理教室等の開催、子ども向けワークショップ等）を企画、開催出来る協力者を募集します。

[企画展の内容]

- 1)-a 開催期間：2022年10月1日（土）～10月30日（日）予定
- 1)-b 場所：（公社）観音崎自然博物館（神奈川県横須賀市鴨居4-1120）
- 1)-c 開催内容：B1パネル設置、生物標本の展示、工芸品の展示等
 - * 日鯨研所員による出張授業を予定しています。（10月10日を予定）

3. 応募資格：

本事業への応募資格者は企業、法人（一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人）、協同組合とするほか、複数の民間団体等が本事業の実施のために組織した任意団体（民法上の組合に該当するもの、以下「協定機関」という）による応募も可とします。この場合、本事業を実施すること等について、当該団体を代表する機関を定める必要があります。

いずれの応募者であっても次のすべての条件を満たすものとします。

- 1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

- 2) 本事業にかかる経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準じるもの）を備えているものであること。
- 3) 日本国内に所在し本事業全体及び契約金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 4) 本事業で得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 5) 法人等（個人、法人、または団体）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店、もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。

4. 事業対象経費

4-1) 事業対象経費の範囲

- ・ 人件費：事業に直接従事する事務局職員等の作業時間に対する給料とその他手当。
 - ★人件費の算定にあたっては、所属団体等の規定等の提出が必要。
 - ★従事者ごとに当該事業の業務日誌の作成が必須。

- ・ 賃 金：事業を実施するために新たに発生する業務（情報収集・整理、鯨食普及補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働対価（日給、時間給及び法定福利費）。
 - ★単価については事業実施団体の賃金支給規則や県、市町村の規定による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。
 - ★課題提案書には賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要。加えて、雇用者ごとに当該事業の作業日報や雇用関係書類の作成が必須。

- ・ 謝 金：事業の実施に必要な指導、助言を受けるために依頼した専門家等の謝礼として支払われる経費。謝金単価は事業実施主体の内部規定等により明確であり、金額が社会通念上妥当であること。

- ・ 旅費/交通費：事業実施者が行う活動の実施に必要な移動に係る旅費（交通費、宿泊費、日当等）及び交通費。
 - ★事業者が定める旅費規程等により最も経済的・合理的な経路により算出すること。
 - ★規程等がない場合は同地域における同業種・同規模団体等の運用を参考とし、ルールを策定すること。
 - ★グリーン車やクラスJ・プレミアムクラスの上乗せ料金は対象外。
 - ★航空運賃等については、安価なチケットの購入に努めること。
 - ★出張は必要最小限の人数で実施し、いつ、どこで、誰と何をしたかを記載したものを提出すること。

- ・ 消耗品費：事業実施のために必要な消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に要する経費。

- ★証憑書類（見積もり、納品、請求書、領収証等）の提出が必要。
- ★購入する数量は必要最小限にとどめ、事業終了時に使い切ることが原則。
- ★事業終了時点での未使用残存品は対象外。

- ・その他：労働派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、文献購入費、通信運搬費、印刷費、印刷製本費、会議費（飲み物や簡素な茶菓のみ）、レンタル費用等。
- ★購入等に係る証憑書類（見積もり、納品、請求書、領収証等）の提出が必要。

4-2) 事業対象としない経費

- ・契約日より前の発注、購入、契約等により発生した経費。
- ・事業の期間中に発生した事故及び災害処理のための経費。
- ・プリンター等事業終了後も利用可能な汎用性の高いものの取得に要する経費。
- ・本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4-3) その他

- ・経費の支払いは事業終了後が基本ですが、資金繰りで困難な場合は、事業の遂行状況により契約金額の一部を概算払いとして支払い、事業終了時に精算することも認めます。契約後に、概算払い申請書の提出が必要です。
- ・企画が採択され、契約・事業完了後に何らかの理由で残金が生じた場合は返金となり、別途覚書の締結が必要となります。

5. 応募期限及び提出先：

1) 提出期限

令和4年7月29日（金） 正午

2) 提出先

〒104-0055

東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル5階

一般財団法人日本鯨類研究所 広報室

電話 03-3536-6521

3) 提出方法

- a) 送付方法： 郵送（書留等）、宅急便での提出
- b) 必要書類： 1) 応募申込書 1部
- 2) 課題提案書* 5部
- 3) 提出者の概要がわかる資料： 1部

*課題提案書のフォーマットは様式2を利用のこと。また、積算内訳は別紙として提出してください。

| 提出者 | 資料 |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 企業（株式会社、有限会社等） | 定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等 |
| 法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、特定非営利活動法人等） | 定款、貸借対照表、収支計算書、パンフレット等 |
| 協同組合等 | 定款、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等 |
| その他任意団体（協議会、グループ等） | 設立趣意書、規約書、構成員名簿、財政状態がわかる資料等 |

なお、請負団体等の事業実施期間には、事業の策定、準備、実施及び効果測定、報告書（実施内容と収支）の提出が含まれます。

6. 選定方法等：

- ・応募団体の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- ・課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、課題提案書等を提出した者の負担とします。
- ・当所が主催する広報企画会議にて別紙の審査基準に基づき査定を行い、結果については公募締切りから2週間以内に合格者にのみ通知します。決定にかかわる審査の経過、審査結果の内容等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・審査に当たり、日鯨研から応募団体に提案内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合があります。また、必要に応じて課題提案書に関するヒアリングを行うこともありますので、あらかじめ御承知願います。
- ・課題提案書の内容については、審査での選考を受けて修正させていただくことがあります。
- ・提出書類の返却はいたしません。
- ・提出された課題提案書等は審査以外には無断で使用いたしません。

7. 事業成果の報告：

契約に基づく事業費の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。

なお、年度末の令和5年3月末までに成果物や事業及び会計報告書の提出できなかった団体へは、経費の支出を行いません。

8. 成果品（著作権等）の帰属等：

本事業を実施することにより特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、プログラム及びデータベース、印刷物等に係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等（以下「知的財産権」という）が発生した場合、その知的財産権は日鯨研に帰属します。